

令和6年度富山支部保険料率について

令和6年度都道府県単位保険料率算定のポイント

(1) これまでの議論の経緯

○ 令和6年度の保険料率については、本年9月20日開催の運営委員会において、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消していないこと、②被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないこと、③足元の医療費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を事務局より丁寧に説明した上で、議論が進められた。

また、本年12月4日開催の運営委員会では、北川理事長から「前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」との考えを示した。

○ 本年12月20日開催の運営委員会では、委員長より「令和6年度平均保険料率について、前々回（9月20日開催）及び前回（12月4日開催）を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の意見はなかった。」と取りまとめられた。

○ 本年10月に開催した支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和6年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が40支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見（両論併記）が6支部であった。

(2) 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応

- ① 平均保険料率について：10%を維持する。
- ② 保険料率の変更時期について：令和6年4月納付分からとする。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00% R6年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率：9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和6年度富山支部保険料率

		全国	令和6年度 富山支部
医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		5.40%	4.98%
調整 (b)	年齢調整	-	▲0.07%
	所得調整	-	0.12%
① 医療給付費についての調整後の保険料率 (a + b)		5.40%	5.03%
② 共通料率等 [※]		4.60%	
所要保険料率 (①+②)		10.00%	9.63%
③ 調整	精算分	-	▲0.003%
	インセンティブ分	-	▲0.01%
令和6年度保険料率 (①+②+③)		10.00%	9.62%

<参考>

令和5年度 富山支部
4.94%
▲0.09%
0.11%
4.97%
4.64%
9.61%
▲0.05%
0.01%
9.57%

※ 共通料率等 (A + B - C) 4.60%

A. 第2号都道府県単位保険料率	3.94%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.68%
C. 収入等の率	0.02%

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率等のA）及び収入等の率（共通料率等のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率等のB）及び収入等の率（共通料率等のC）には、令和4年度の都道府県支部ごとの収支差の精算分は含まれていない。

注1) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある（精算分やインセンティブ制度に係るものは0.001%単位で四捨五入、その他は0.01%単位で四捨五入）
 注2) 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和6年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

令和6年度富山支部保険料率の算定方法

令和6年度
富山支部保険料率 = 第1号保険料率
+ 共通料率等
+ 精算・インセンティブ分

